代替議場での本会議実施について(案)

1 概 要

議場特定天井改修工事に伴う議場閉鎖期間においては、代替議場にて本会議を行う。

2 期間

令和4年6月定例議会最終日の翌日から令和5年3月まで ※ 対象となる定例議会は、令和4年9月、11月、令和5年2月の3定例議会

3 代替議場

第一委員会室及び第二委員会室

4 レイアウト及び運営方法

- (1) 代替議場のレイアウト 別紙のとおり
- (2) 運営方法

ア発言

(ア) 議員

議員発言席にて発言(簡易な事項については議席で発言)

(イ) 理事者

自席にて発言

イ 傍聴

第一委員会室、第二委員会室及び議場外傍聴席で傍聴 ※ 第二委員会室及び議場外傍聴席には第一委員会室の映像を配信

(3) 議会中継

従前どおり録画中継及び生中継を実施

5 その他

委員会は、従前どおり第一委員会室及び第二委員会室にて行う。